

第 4 次安城市男女共同参画プラン

男女共同参画審議会 資料

報告事項

- (1) アンケートから見る現状・課題..... 2
- (2) 3次プランの振り返り..... 4

議 題

- 4次プランの前提事項及び4次プランの骨子（案）..... 11



男女共同参画ロゴマーク

平成29年1月
市民協働課

1 アンケートから見る現状・課題

平成28年に、市民(2000人送付：回収率47%)、企業(500社送付：回収率48.6%)、高校生(253人送付：回収率100%)、町内会(79町内会送付：回収率86.1%)への各種アンケート調査、団体(老人クラブ女性部、前コーポ野村町内会長、さんかく21・安城会長)・企業(碧海信用金庫、アンデン株式会社、アサノ薬品株式会社)へのヒアリング調査を実施した結果、次のような現状・課題が明らかになった。

①市民意識と実態について

固定的な性別役割分担に基づく考え方は薄らいでいるが、実態ではまだ女性の家事・育児負担の多さ、男性の家事・育児への参画のしにくさといった現状が見られる。

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に代表される固定的な性別役割分担に対し、経年で見て「そう思わない」と回答する割合37.4%(H23：20.0%、H20：24.3%)と最も高くなった。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方については、経年でみて「男らしさ、女らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよい」の割合が59%(H16)→70.6%(H28)に上昇。さらに、H28の高校生アンケートも74.5%となっており、性別ではなく個性を重んじる子育てが支持されるようになっている。

しかし、男女別の家事・育児時間や育児休業の取得状況などをみると、仕事の有無に関らず女性の家事・育児時間が長いこと、男性の育児休業取得率が低いことといった実態が浮かび上がっており、意識と実態に差があることがうかがえる。

②職業生活やワーク・ライフ・バランスについて

結婚・出産後も働き続ける女性が多くなっている反面、家事・育児の役割は継続して女性が担う状況となっている。男性は「仕事」を優先する生活スタイルになっており、「家庭生活」の優先を希望しても実現できていない。

市民調査の女性が職業を持つことについての考えでは、本市の市民意識は「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」とする割合が45.9%と、最も高くなっている。経年でみると、平成20年度以降、「結婚をしても、子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」割合(H28：32.5%、H23：24.2%、H20：21.0%)が高まっているが、全国調査(国：54.2%)と比較するとその割合は大きく下回っている。

女性従業員の働き方で多いものを企業調査でたずねたところ、「育児休業などを活用して仕事を続ける」が最も高い割合を占めており、特に大企業では70%以上が結婚・出産に関わらず働き続けると回答している。

さらに市民調査において生活での優先状況を現実と希望の両面からたずねたところ、男性では「家庭生活」を優先したい77.2%に対し、現実には36.6%と、大きな差がみられ、「家庭生活」を優先を希望していても実現できていない。

③女性の就業や管理職・役職への登用について

女性の管理職・役職への登用は今後増えていくことが見込まれ、女性自身のエンパワメントや男性も含めた意識や働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められる。

高校生調査において将来、就職先でどのくらいまで昇進したいと思うかたずねたところ、「がんばってできるだけ昇進したい」「できれば昇進したい」といった、昇進に前向きな回答があわせて女性で84.4%、男性で89.9%みられた。

企業調査において、今後、女性を管理職に登用しようと考えているかたずねたところ、100人未満の企業では43.9%が、100人以上の企業では62.5%が「積極的に登用していきたい」と回答しており、女性の登用が求められている。

④地域活動について

現在の町内会の会長、副会長はほとんどが男性だが、女性の参画は必要とされている。

町内会調査において、会長・副会長の性別をたずねたところ、女性は副会長で5.9%となっている。町内会における女性が担っている役割で多いものは「行事等の手伝い活動（主に準備、片付け、その他雑務）」となっている。町内会の意思決定の立場へ積極的に女性が参加することについては、97.0%が『必要』（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」を合わせたもの）としており、女性の参画が望まれている。

⑤DVについて

精神的な暴力で被害経験者の割合が高く、被害者の半数は誰にも相談しなかった。

市民調査の配偶者や恋人からの暴力の経験についての設問では、『被害経験があった』割合が最も高いものは男女ともに精神的暴力となった。また、「A 医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける」、「B 医師の治療が必要とされない程度の暴力を受ける」といった身体的暴力の被害経験者も、女性でそれぞれ1.6%、6.9%みられる。

高校生調査において、現在または過去に彼氏・彼女がいた人のうち、彼氏・彼女からの暴力の経験をたずねたところ、「A 言葉でけなされて嫌な思いをさせられた」では女子高校生よりも男子高校生で『被害経験があった』割合が高くなっている。（女子：16%、男子：25.6%）また、男子高校生では「B あなたの行動を制限された」での経験の割合（女子8.5%、男子：12.9%）も高くなっている。

暴力を受けた際の対応としては、市民・高校生ともに「誰にも相談しなかった」割合が半数程度（市民：52.5%、高校生：45%）みられており、被害が潜在化していることが考えられる。

⑥市民・企業・地域の役割について

すべきこと、取り組みたいことを踏まえ、家庭、企業、地域それぞれにおいて、できることから始めていく必要がある。

市民調査、企業調査、町内会調査において、それぞれに自分ができること、企業で今後力を入れること、町内会で取り組みたいことをたずねた。家庭では、家事・育児などの分担、企業では育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくり、町内会では女性の意見を反映した、行事・会議等の検討がそれぞれ高くなっている。

2 3次プランの振り返り

3次プランに位置付けた成果指標の平成28年度時点での状況は次のようになっている。

基本目標 I 男女平等意識の促進

基本施策 I-1 男女共同参画に関する啓発促進

(A: 目標値を達成、B: 目標値には達していないが実績値よりも改善、C: 実績値から横ばい、D: 実績値より後退)

検証指標	実績値		目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
家庭生活の場が男女平等であると考え る市民の割合	女性38.4% 男性48.8%	26.9% 38.2%	女性49% 男性55%	D	市民協働課
学校教育の場が男女平等であると考え る市民の割合	女性75.8% 男性78.3%	56.0% 61.0%	女性85% 男性80%	D	市民協働課
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて 男女平等であると考え市民の割合	女性20.2% 男性32.8%	9.4% 21.9%	女性29% 男性41%	D	市民協働課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に 賛成・どちらかといえば賛成の市民の割 合	女性42.4% 男性54.1%	26.4% 33.9%	女性37% 男性49%	A	市民協働課
子どもは女らしさ、男らしさにとられ ず、個性を尊重するように育てた方がよ いと考え市民の割合	女性67.4% 男性60.5%	73.5% 66.0%	女性68% 男性68%	B	市民協働課
市との協働による男女共同参画の啓発の ための講座・フォーラム開催数(※)	—	5事業	5事業	A	市民協働課
女性関連図書の蔵書冊数	1,769冊 (H24.4)	1,895冊	1,800冊	A	中央図書館
平均点数 (A: 4点、B: 3点、C: 2点、D: 1点として算出。以下同じ)				2.57	

※はH27実績値

【個別施策の状況】

H28.9.30現在

基本施策	施策数(各課ごとの 施策数)	区分	評価結果			
			A(順調)	B(概ね順調)	C(改善が必要)	達成
I-1 男女共同参画に関 する啓発促進	9(10)	数	1	9	0	0
	100%	割合	10%	90%	0%	0%
I-2 男女共同参画に関 する教育機会の充 実	5(9)	数	7	0	0	2
	100%	割合	77.8%	0%	0%	22.2%

(成果と課題)

《I-1》男女共同参画に関する啓発促進

- ・H25とH28にeモニターへアンケートを実施した。「『男女共同参画』について知っていますか」の設問に「内容まで知っている」「聞いたことはある」の回答者が43.9%→57.1%に上昇しており、男女共同参画の認知は高まってきている。
- ・男女共同参画を周知するための講座やイベントを開催や中学生へパンフレットを配布することで、楽しみながら男女共同参画を知ってもらう機会の提供ができています。

- ・ただし、市民協働課で開催している講座やイベントの参加者が50歳以上の女性が占めており、今後、50歳以下の方や男性への啓発が必要である。

《I-2》男女共同参画に関する教育機会の充実

- ・保育園や小中学校では、男女で区別することなく、子どもの個性の尊重し、男女平等意識を体験的に学ぶことができている。
- ・市民アンケートで「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方について「男らしさ、女らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよい」の回答者が64.6%（H23）→70.6%（H28）に上昇。さらに、H28の高校生アンケートでは74.5%と高まっており、男女平等意識を育む保育・教育の推進の成果が出ている。
- ・子どもへの男女平等意識の保育・教育を進めることができたが、保護者（とくに男性）への啓発が必要。講演会などへの参加を促すため、保護者や一般の方のニーズを把握し講演会の内容や講師の検討が必要である。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実践

基本施策Ⅱ-1 方針・施策決定の場における女性の参画促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数	30事業	30事業	32事業	C	生涯学習課
法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	25.6% (H24.4)	27.8%	32%	B	関係各課
人材リストへの登載者数	104人	174人	164人	A	市民協働課
市管理職員(補佐級以上・専門職を含む)のうち、女性が占める割合	9.0% (H23.4)	11.3%	10%	B	人事課
平均点数				3	

基本施策Ⅱ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
パパママ教室への参加率(両親で教室に参加した初産婦数/全初産婦数)	25.8%	38.7%	30%	A	健康推進課
就業に関する広報活動回数	25回	34回	30回	A	商工課
市男性職員の育児休業等の取得率(配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む)	77.8%	85.7%	78%	A	人事課
家族経営協定の締結農家戸数	59戸	61戸	71戸	B	農務課
平均点数				3.75	

基本施策Ⅱ-3 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ	6クラブ	5クラブ	A	社会福祉課
さんかく21・安城の参加団体数	21団体	20団体	27団体	D	市民協働課
安城市民活動センター登録団体数	360団体 (H24.4)	372団体	360団体	A	市民協働課
女性対象防犯教室の参加者数	—	146人	60人	A	市民安全課
平均点数				3.25	

【個別施策の状況】

H28.9.30現在

基本施策	施策数(各課ごとの施策数)	区分	評価結果			
			A(順調)	B(概ね順調)	C(改善が必要)	達成
Ⅱ-1 方針・政策決定の場 における女性の参 画促進	15(19)	数	10	8	0	1
	100%	割合	52.6%	42.1%	0%	5.3%
Ⅱ-2 ワーク・ライフ・バ ランスの推進	17(22)	数	16	2	2	2
	100%	割合	72.7%	9%	9%	9%
Ⅱ-3 地域・市民活動や防 災・防犯分野にお ける参画促進	8(11)	数	5	4	1	0
	100%	割合	45.4%	36.3%	9%	0%

(成果と課題)

《Ⅱ－１》方針・施策決定の場における女性の参画促進

- ・人材育成として「エンパワーメント講座」「まちづくり人養成講座」の開催や日本女性会議へ市民派遣をした。参加者の中から審議会等の公募市民になるなど、活躍する人材の育成ができた。
- ・市政への方針・政策決定の場に参加する市民を増やすため「市民参加パートナーバンク」を立ち上げ、庁内で審議会委員の公募やワークショップの募集などに活用できた。審議会等の市民公募率は5.32%(H25)→8.0%(H28)に増加。女性登用率は、26.6%(H25)→27.8%(H28)に増加し、市民参加及び女性の登用率が少しずつ進んできている。
- ・ただし、女性登用率がH29までの目標値の32%には達していないため、今後も継続して団体等への女性の推薦の依頼や、公募市民のっていない審議会等に女性入れるように依頼するなど登用率を上げていく必要がある。

《Ⅱ－２》ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・男女の性別役割分担意識を取り除くために、「パパママ教室」「お父さんと子どもの料理教室」「パパ講座」「パパママ教室」「育メン広場」などさまざまな講座を開催し、男性の家庭生活のきっかけづくりなどに活用いただいている。
- ・介護サービスの冊子や子育て応援サイトの立ち上げなど介護・子育てを家族全員で担えるような支援できた。
- ・今後、H29にオープンするアンフォーレという人の集まりやすい場所にビジネス支援コーナーも設けることで、気軽に女性の再就職やスキルアップなどの情報提供などを実施し、働きたい方や起業への支援を強化していく。

《Ⅱ－３》地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

- ・市民交流団体数は、360団体(H24.4)→372団体(H28.9)に増加。安城市の条例指定NPO法人がH25:11団体→H28:15団体となり、さらに認定NPOとなっている団体も2団体でてきており、市民団体の活動が活発となってきている。
- ・男女共同参画を推進する「さんかく21・安城」の参加団体は21団体から20団体へ減少した。しかし、参加団体は、市民協働課と協働し、男女共同参画週間イベントや月間イベント、さんかく21カレッジなどを企画・運営など活発に活動し、団体同士の連携が徐々にとれてきている。
- ・防災では、女性の視点をいれた避難所運営訓練等実施したり、備蓄倉庫にプライベートルームや粉ミルクや紙おむつ、ウェットティッシュ、女性用下着などを備蓄したりと配慮している。
- ・女性防犯教室を定期的実施、女性向きの防犯の啓発だけでなく、今後男性向けの防犯教室も計画し、男女ともに啓発を高めつつある。

基本目標Ⅲ Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

基本施策 Ⅲ-1 生涯にわたる健康づくり

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
健康教育の講師派遣及び性教育などに関する物品の貸し出し回数	9件(うち性・生に関して8件)、 物品貸出し5件	43件(うち性・生に関して8件)、 物品貸出し12件	15件	A	健康推進課
平均点数				4.0	

基本施策 Ⅲ-2 参画を助ける環境の整備

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
特定保育実施箇所数	2か所	2か所	2か所	A	子ども課
子育て支援センター設置数	5か所	5か所	5か所	A	子育て支援課
児童クラブ設置数	32か所	48か所	35か所	A	子育て支援課
平均点数				4.0	

【個別施策の状況】

H28.9.30現在

基本施策	施策数(各課ごとの 施策数)	区分	評価結果			
			A(順調)	B(概ね順調)	C(改善が必要)	達成
Ⅲ-1 生涯にわたる健康 づくり	9(10)	数	6	4	0	0
	100%	割合	60%	40%	0%	0%
Ⅲ-2 参画を助ける環境 の整備	9(9)	数	6	2	0	1
	100%	割合	66.6%	22.2%	0%	11.1%

(成果と課題)

《Ⅲ-1》生涯にわたる健康づくり

- 健康相談や悩み相談、教育相談など市民の心身の健康につながる相談窓口を各課で実施してきた。教育センターの臨床心理士による相談は定期的な予約が取れない場合もあるほど活用され、今後発達支援センターの開設(H30)に向けて相談活用の見直しをしていく。
- 乳がん・子宮がんなどの検診の認知は上がってきているが、今後も継続してPRをし健康寿命を延ばす支援をしていきたい。

《Ⅲ-2》参画を助ける環境の整備

- 児童クラブの対象年齢を小学3年生までであったものをH29には小学6年生まで拡充していく。また公立幼稚園での預かり保育もH26から開始し、年間約7000人の利用があり、保護者が安心して働く環境の整備ができています。
- 「あんぱ〜く」や「子育て支援センター」等で、子育て世代対象の催しの開催や遊び場の提供をし、子育て支援サービスの充実が図れた。
- ただし、今後も子育てニーズを把握し、ニーズに対応した事業の充実が必要である。

基本目標Ⅳ DVの根絶

基本施策Ⅳ-1 DVに関する啓発活動の推進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
DV啓発活動回数	—	5回	5回	A	市民協働課
平均点数				4.0	

基本施策Ⅳ-2 DV相談体制の整備

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果	担当課
	H23年度	H28年度	H29年度 (最終年度)		
DV市内連絡会議の開催回数(※)	0回	2回	2回	A	市民協働課
虐待等防止地域協議会の開催回数(※)	3回	3回	3回	A	子育て支援課
平均点数				4.0	

※はH27実績値

【個別施策の状況】

H28.9.30現在

基本施策	施策数(各課ごとの 施策数)	区分	評価結果			
			A(順調)	B(概ね順調)	C(改善が必要)	達成
IV-1 DVに関する啓発 活動の推進	6(6)	数	1	4	1	0
	100%	割合	16.6%	66.6%	16.6%	0%
IV-2 DV相談体制の整備	4(8)	数	4	2	1	1
	100%	割合	50%	25%	12.5%	12.5%
IV-3 DV被害者への自 立支援の充実	7(8)	数	5	3	0	0
	100%	割合	62.5%	37.5%	0%	0%

(成果と課題)

《IV-1》 DVに関する啓発活動の推進

- ・H28の市民アンケート・高校生アンケートや市内全中学3年生に配布したパンフレットの中、公共施設の女子トイレにミニパンフレットの設置などをし、DVの啓発をしてきた。
- ・H28市民アンケートで「配偶者や恋人などから医師の治療が必要となるくらいの暴行を受けたことがある」割合が(H23:1.4%)→0.7%。「医師の治療が必要とされない程度の暴力を受けたことがある」割合が(H23:5.4%)→4.8%と減少してきている。少しずつではあるが、DVの啓発の成果が出てきている。
- ・H28の市民アンケート結果より「DVの被害を受けた時に誰かに相談したか」の設問に「誰にも相談しなかった」が56%もあり、被害が潜在化しているため今後も継続した啓発が必要である。

《IV-2》 DV相談体制の整備

- ・DVの相談は市民課相談室、子育て支援課などで年間約50件対応している。
- ・DV被害者は、女性相談員を希望する人が多いが、現状では、相談室は週1回の対応となっている。市民相談員に女性の配置し、DV被害者が相談しやすい環境づくりが必要である。

《IV-3》DV被害者への自立支援の充実

- ・DV被害者への支援として、緊急時の避難場所の確保や一時保護などに対応でき、DV被害者の安全に努めることができた。
- ・スムーズなDV被害者対応ができるように庁内の関係部署との連携を強化する必要がある。

アンケート及び施策状況結果を踏まえた4次プランでの取組のポイント

- 社会全体の動きと合わせて女性の活躍推進を加速させるための人材育成支援や、男女がともに活躍できる職場環境づくりへの働きかけ
- 男性が家庭生活に主体的に参画するための気運醸成、しかけづくり
- コミュニティ組織における意思決定過程や地域活動での男女共同参画のさらなる促進
- 若い世代も含めた、総合的なDV対策（潜在化させない環境づくり、迅速な対応）

4 4次プランの前提事項

(1) 計画策定の趣旨・目的

- 「第4次安城市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」と言う。)は、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定する。
- 基本的な考え方は現行計画(第3次プラン)までの方向性を引き継ぐが、取組内容の評価・検証結果や、国の動きや新たな課題等を踏まえ、実行性を高めるための新たな施策等を盛り込む。

(2) 計画の期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

■計画期間

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
第8次安城市総合計画		■	■	■	■	■	■	■	■		
第4次安城市男女共同参画プラン (本プラン)				■	■	■	■	■	■		

(3) 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第二条の三第3項に基づく計画(本プランの一部(DV防止、被害者の保護等に係る施策))
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条の二に基づく計画(本プランの一部(女性の職業生活等に係る施策))

(4) 上位計画・関連計画との関係

- 本プランは「第8次安城市総合計画」(平成28年度から35年度まで)に基づき推進する男女共同参画に関する分野個別計画である。
- その他、関連する個別計画と整合を保ちながら策定する。

4 4次プランの骨子（案）

（1）基本理念

- 本プランの基本理念（プラン全体に渡って基本となる考え方）、本プランの最終目標（目指す姿）は、3次プラン「男女共同参画社会の実現」を継承する。

（2）基本目標・基本施策

- 基本目標は継承するが、基本施策以下の階層、施策の単位等については見直しを行う。

（3）4次プランの重点（案）

- アンケート、3次プランの評価結果、国や県等の動向を踏まえ、本プランの重点ポイントとして次の3項目を掲げる。

①女性の活躍推進に向けた取組の強化及び男性の主体的家庭参画の促進

（3次プランの重点項目1、3からの発展）

⇒アンケート、ヒアリングでは男性の育休等の取得しにくさや、共働き男女の家事時間の格差などが明らかになった。また、マタハラ、長時間労働の改善など、幅広い分野で職業生活に関わる問題解決に向けた検討が国全体でも進んでいる。

⇒企業アンケートでは、今後女性の活躍を促進する動きが（特に大企業から）見られ、高校生アンケートでも昇進等に意欲的な女子生徒の割合も高い。女性活躍推進法の施行等も踏まえ、特に中小企業などに事例を提供するなど、進みにくいところへの働きかけを行う。（企業の手本としての市役所の女性活躍なども含めるなど）また、審議会における女性登用率についても目標未達成であり、継続した取組が求められる。

②町内会等、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進（新規）

⇒町内会長は男性がほとんどを占めているが、女性の参画の必要性も認識されている。人口減少・高齢化の社会となる中で、様々な人材がコミュニティ活動に参画していけるようにするための気運づくり、仕組みづくりのサポート等を行う。

③人権を尊重し、人々の多様性を包含する社会づくり

（3次プランの重点項目2からの発展）

⇒男女間の暴力に関して、依然として被害の潜在化、認識の不足等を背景にした精神的暴力の被害割合の高さ等が傾向として見える。啓発や若い世代への働きかけを強化する。

⇒加えて、性的マイノリティへの配慮等、社会全体で必要性が問われ始めている。安城市における在り方の研究や対応を行う。